

介護保険 主治医意見書作成料請求書

平成			年			月分
----	--	--	---	--	--	----

(松山郡上ノ国町)

保険者番号	0	1	3	6	2	3
-------	---	---	---	---	---	---

被 保 険 者	被保険者証番 号										
	(フリガナ)										
	氏名										
	生年月日			年			月			日	性別

事業所番号											
事業所名称											
所在地	〒										
	電話番号										

作成依頼日	平成			年			月			日	依頼番号	第			号	保険者確認 ※				
意見書作成日	平成			年			月			日	意見書送付日	平成			年				月	

意見書作成料	種別	1. 在宅 2. 施設	1. 新規 2. 継続	金額							円
--------	----	-------------	-------------	----	--	--	--	--	--	--	---

診 断 ・ 検 査 費 用	内 訳		点 数				摘 要														
	診 断																				
検 査	胸部単純X線撮影																				
	血液一般検査																				
	血液化学検査																				
	尿中一般物質定性・判定量検査																				
合 計															点数合計×10円						円

請 求 額	意見書						円
	診断・検査費用						円
	消費税						円
	合 計						円

主治医意見書料は、在宅・施設別、新規・継続（更新・変更）申請別に以下の金額とする。

	在 宅	施 設
新規申請者	5,000円	4,000円
継続申請者	4,000円	3,000円

主治医がいなく主訴もない者が要介護認定を行った場合、意見書を記載するのに必要な診察・検査について、初診料及び医師の判断に応じて行った検査等（以下のものに限る）に対し、診療報酬単価に基づき積算した額を請求することができる。

【医師の判断に基づき行う検査の範囲】

- ・胸部単純X線撮影
- ・血液一般検査
- ・血液化学検査
- ・尿中一般物質定性・判定量検査